



水道料金の減免制度をご存じですか？

次の「①基本要件」のすべてに該当し、「②世帯要件」のいずれかに該当する場合は、水道料金の一部が軽減される制度があります。

申請の際には、要件について確認できるもの（受給者証等）をご用意のうえ、水道課窓口までお越しください。

①基本条件（すべてに該当）

- ・住民税（町道民税）が非課税の世帯であること
- ・水道の用途区分が「一般用」であること
- ・減免申請者が水道の使用名義人であること
- ・生活保護法による生活扶助を受給していないこと

②世帯条件（いずれかに該当）

- ・高齢者世帯：満70歳以上のひとり暮らし世帯、または満70歳以上のみの世帯
- ・ひとり親等世帯：児童扶養手当または遺族基礎年金を受給している世帯
- ・身体障がい者世帯：身体障害者手帳（1、2級）の交付を受けている方がいる世帯
（ただし、該当者が病院や社会福祉施設に入院または入所している場合を除く）
- ・特殊事情世帯：その他災害等の事情により、特に町長が認めた世帯

○通常料金と減免後の料金比較（税抜額）

	基本料金（7 m ³ まで）	超過料金（1 m ³ につき）
通常の水道料金	1,826円	270円
減免後の水道料金	1,588円	235円

（例）一般用口径13ミリで1か月の使用量が15 m³の場合の請求額

・通常 { 1,826円 + (15 m³ - 7 m³) × 270円 } × 1.1 ⇒ 4,384円

・減免後 { 1,588円 + (15 m³ - 7 m³) × 235円 } × 1.1 ⇒ 3,814円

※ 4,384円（通常） - 3,814円（減免後） = 570円の軽減



○水道料金のお支払いは便利な口座振替がおすすめです！

水道料金のお支払いを、給料・年金等の振込口座からの引き落としにすることで、支払いの手間が一切なくなり大変便利です。

以下の取扱い金融機関窓口にて、通帳届出印・口座番号がわかるもの（通帳等）をお持ちになり、手続きをお願いします。

取扱い金融機関：北海道信用金庫（本店・各支店）、北洋銀行（本店・道内の各支店）、余市町農業協同組合、余市郡漁業協同組合、ゆうちょ銀行

水道料金の納期内納付をお願いします！

問合せ 水道課 業務係 ☎ 21-2130



生活道路における自動車の法定速度の引下げ

9月1日（火）から、主に地域住民が日常生活で利用する中央線などがない道路について、自動車の法定速度が時速60 kmから時速30 kmに引き下げられます。

ただし、すべての道路の法定速度が時速30 kmになるわけではありません。

以下のような道路の法定速度は、引き続き時速60 kmです。

- ・中央線や車両通行帯が設けられている一般道路
- ・中央分離帯が設けられ、自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道路
- ・高速道路の本線、加速車線、減速車線以外の道路
- ・自動車専用道路

※道路標識により最高速度が指定されている道路では、その指定速度が最高速度となりますのでご注意ください。



問合せ 余市警察署 ☎ 22-0110